

税

平成24年度市税納期のお知らせ

は期限内に納めましょう

税金を納める方法

平成24年度の市税納期は下表のとおりです。市からお届けする納税通知書で定められた納期限までに、市税取扱金融機関や市役所で納めてください。口座振替を利用いただくと、納期ごとに金融機関などへ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度手続きいただくと、翌年以降も継続して自動振替されます。

コンビニ収納で

さらに便利になりました

平成24年度から、全国の主要コンビニエンスストアで、すべての市税を納めることができるようになりました。

市内だけでなく、全国どこでも、休日、夜間を問わず納付できますので、ぜひご利用ください。(従来どおり、金融機関での窓口納付も可能です。ご都合の良い納付方法をお選びください)

なお、次のような納付書は、コンビニエンスストアで取り扱いませんので、注意してください。

バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書(取り扱いは注意してください)

納期限の過ぎた納付書
各期別の納付額が30万円を超える納付書
ホッチキスなどで留めてある納付書(納付書は、納期ごとに1枚ずつ分かれていきます)

金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
このような場合は、市税取扱金融機関または市役所で納めてください。

税金が納められない場合は...

さまざまな事情で納期限内に納めることができない場合は、早めに税務課へご相談ください。

滞納処分

納期限までに納められた方との公平を保つとともに、大切な市税を確保するために、滞納者については、財産(不動産、動産、給料、預貯金、年金など)を差し押さえ、

これらの財産を公売するなどの滞納処分を行います。

延滞金について

延滞金とは...
納期限を過ぎてから納付すると、本来納めるべき納税額のほかに、期間に応じた延滞金も必要となります。

計算方法
延滞金は、納期限の翌日から1か月を経過するまでは、年7.3%(ただし、特例基準割合が7.3%に満たない場合は特例基準割合による)、2か月目からは年14.6%の割合で加算されます。

特例基準割合とは、前年11月末日現在の公定歩合に4%を加算した割合です。

平成24年は4.3%となります。

問い合わせ

総務部税務課(社庁舎)
☎ 43・0398



平成24年度市税納期

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	全 5/31(木)									
個人住民税 (市民税・県民税)		1期 7/2(月)		2期 8/31(金)		3期 10/31(水)		4期 12/25(火)		
固定資産税 都市計画税	1期 5/31(木)		2期 7/31(火)		3期 10/1(月)		4期 11/30(金)			
国民健康保険税			1期 7/31(火)	2期 8/31(金)	3期 10/1(月)	4期 10/31(水)	5期 11/30(金)	6期 12/25(火)	7期 1/31(木)	8期 2/28(木)